

横浜医療専門学校における納付金の減免及び褒賞等に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、横浜医療専門学校（以下、本校という。）の入学者に対する納付金の減免及び奨学金の支給並びに成績優秀者に対する褒賞に関して必要な事項を定める。

(納付金の減免及び奨学金の支給)

第2条 納付金の減免及び奨学金の支給対象となるのは、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 社会人推薦入試制度による入学者のうち、次のいずれかに該当する者
医療系国家資格者、開業している柔道整復師・鍼灸師の子弟、卒業生及び本校が指定する団体に加入する治療所勤務者
 - (2) 両科在籍制度による入学者
本校のいずれかの学科に入学した者で、他方の学科に同時に在籍する者又は卒業生
 - (3) 指定校推薦入試制度による入学者
本校が指定する高等学校等の学校長の推薦により入学した者
 - (4) 3年次において原級留置となった者
- 2 前項第1号における「医療系国家資格」とは原則として別紙1に示す厚生労働省が定める修業年限3年以上の国家資格をいい、「本校が指定する団体」とは原則として別紙2に示す団体をいう。
- 3 納付金の減免は、社会人推薦入試制度による入学者については12万円、両科在籍制度及び指定校推薦入試制度による入学者については24万円とする。ただし、この減免は1度限りとする。
- 4 両科在籍制度による入学者については、1学科分の入学検定料2万円を免除するとともに、前項とは別に毎年度48万円の奨学金を支給する。ただし、原級留置となった年度については支給しない。
- 5 納付金の減免及び奨学金の支給を希望する者は出願時に別に定める申請書を校長に提出しなければならない。ただし、指定校推薦入試制度により受験する者は申請書の提出を必要としない。
- 6 3年次において卒業が認められず原級留置となった者については、翌年度の納付金の半額を免除する。

(家計困窮者に対する納付金の減免)

第3条 家計困窮者に対する納付金の減免対象となるのは、次の各号のいずれかに該当し、別に定める申請書を校長に提出した者のうちから校長が選考し理事長が決定したものと

する。

- (1) 生活保護世帯、市町村民税所得割非課税世帯及び家計の急変した世帯（以下、家計困窮者納付金減免制度Ⅰという。）
 - (2) 家計困窮度が、別紙 3 に定める家計基準を満たす者（以下、家計困窮者納付金減免制度Ⅱという。）
- 2 家計困窮者に対する納付金の減免は、家計困窮者納付金減免制度Ⅰにおいては 20 万円、家計困窮者納付金減免制度Ⅱにおいては家計困窮度により 10 万円又は 5 万円とし、当該年度に納める納付金より免除する。ただし、原級留置となった年度については免除しない。

（成績優秀者に対する褒賞）

第 4 条 成績優秀者に対する褒賞は、1 年間を通じた成績が優秀であった者に対して別紙 4 に定める褒賞基準に基づき各年度末に行う。

- 2 年間成績は GPA 方式により算出する。
- 3 褒賞の対象となるのは、柔道整復師科においては各学年の上位 6 名、鍼灸師科においては各学年の上位 3 名とする。
- 4 成績優秀者には賞状を授与するとともに、成績順位に応じてそれぞれ 2 万円、1 万円、5 千円の図書カードを贈呈する。

（雑則）

第 5 条 この規程の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附則

- 1 この規程は平成 28 年 7 月 12 日から施行し、平成 29 年度入学生から適用する。ただし、平成 28 年度以前の入学者については、尚従前の例による。
- 2 横浜医療専門学校入学時納付金減免規程（平成 22 年 4 月 1 日施行）、内部受験者に対する入学試験検定料、入学時納付金の規程（平成 22 年 4 月 1 日施行）、両科同時入学者ならびに同時在籍者に対する奨学金制度に関する規定（平成 24 年 4 月 1 日施行）、AO 入試の実施及び AO 入試の合格者に対する奨学金制度に関する規定（平成 24 年 4 月 1 日施行）、鍼灸師科夜間部特待生制度に関する規定（平成 27 年 4 月 1 日施行）は廃止する。

【別紙1】 厚生労働省が定める修業年限3年以上の国家資格

- ・ 医師
- ・ 歯科医師
- ・ 看護師
- ・ 薬剤師
- ・ 柔道整復師
- ・ はり師
- ・ きゅう師
- ・ あん摩マッサージ指圧師
- ・ 理学療法士
- ・ 作業療法士
- ・ 臨床工学技師
- ・ 歯科衛生士
- ・ 診療放射線技師
- ・ 義肢装具士
- ・ 言語聴覚士
- ・ 管理栄養士
- ・ 臨床検査技師
- ・ 視能訓練士

【別紙2】 本校が指定する団体

- ・ 公益社団法人全国柔整鍼灸協会
- ・ 東京鍼灸マッサージ協同組合
- ・ 横浜医療専門学校附属治療院
- ・ 公益社団法人全日本鍼灸マッサージ師会
- ・ 公益社団法人神奈川県鍼灸師会
- ・ 公益社団法人神奈川県柔道整復師会
- ・ 一般社団法人神奈川県鍼灸マッサージ師会
- ・ 特定非営利活動法人全国鍼灸マッサージ協会
- ・ 株式会社湘南ベルマーレ
- ・ 株式会社横浜DeNAベイスターズ

【別紙3】 家計基準

以下の計算方法で算出した「家計評価額」が生活保護基準額を下回る者を家計困窮者とする。

$$\boxed{\text{総所得金額}} - \boxed{\text{収入基準額}} = \boxed{\text{家計評価額}}$$

(総収入金額 - 必要経費 - 特別控除額)

1. 総所得金額の算定方法

- ①総所得金額とは、申請者の属する世帯の金銭、物品などの1年間の総収入金額から、以下の(1)「必要経費」と(2)特別控除額を差し引いた金額をいう。
- ②本人及び父母(又はこれに代わって家計を支える方)と同一生計内の方の1年間の総所得金額を算出する。なお、同居している家族については同一生計とする。
- ③本人が独立生計者の場合は、収入や支出といった生活状況をもとに、本人及び配偶者の収入を含めて1年間の総所得金額を算出する。

(1) 必要経費

以下の金額を必要経費として控除する。

<p>① 給与所得・商業、工業、林業、水産業所得・農業所得・その他の職業による所得及び雑所得</p> <p>俸給、給料、賃金、歳費、年金、恩給、賞与、専従者給与のほか、遺族年金、傷病手当金、生活保護法による扶助料、失業給付金等の収入金額については、次の計算式によって、得られた金額を控除する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・収入金額が104万円以下のものは収入金額と同額とする。 ・収入金額が104万円を超え200万円までのもの 収入金額×0.2+83万円 ・収入金額が200万円を超え653万円までのもの 収入金額×0.3+62万円 ・収入金額が653万円を超えるもの 258万円 <p>(注) 1. 給与所得者が2人以上いる場合、収入金額を合算したあと総所得金額を算定する。</p>
<p>② 臨時的な所得</p> <p>公租公課等の経費を控除する。</p> <p>なお、臨時的な所得とは、退職金、退職一時金、保険金、資産の譲渡による所得及び山林所得をいい、当該授業料免除実施前6月間における収入のみとする。</p>

(2) 特別控除額

母子・父子世帯、就学者のいる世帯、その他特別の事情のある世帯について次表の特別控除額を控除する。

区分	特別の事情	特別控除額	
A と す 世 帯 を 控 除 対 象	(1) 母子・父子世帯	1,000,000円	
	(2) 就学者のいる世帯	小・中学校生徒1人につき	120,000円
		高校・高等専門学校・専修学校生 徒1人につき	自宅通学 400,000円 自宅外通学 600,000円
		大学・私立専修学校専門課程学生 1人につき	自宅通学 800,000円 自宅外通学 1,200,000円
		(3) 障害者のいる世帯	障害者1人につき 860,000円
(4) 長期療養者のいる世帯	療養のため経済的に特別な支出をしている金額。		

(5) 主たる家計支持者が別居している世帯	別居のために支出している金額。 ただし、710,000 円を限度とする。				
(6) 火災、風水害、盗難等の被害を受けた世帯	日常生活を営むために必要な資材あるいは生活費を売るための基本的な生産手段（田・畑・店舗など）に被害があつて、将来長期にわたって支出増又は収入減になると認められる年間金額。				
(7) 父母以外の者で収入を得ている者のいる世帯	父母以外の者の所得者 1 人につき 380,000 円 なお、その所得が 380,000 円未満の場合はその所得額。 ただし、本人及び配偶者の所得については控除できない。				
B 本人を対象とする控除	<table border="0"> <tr> <td>自宅通学</td> <td>200,000 円</td> </tr> <tr> <td>自宅外通学</td> <td>600,000 円</td> </tr> </table>	自宅通学	200,000 円	自宅外通学	600,000 円
自宅通学	200,000 円				
自宅外通学	600,000 円				

備考 ①A欄の「(2) 就学者のいる世帯」による控除は、就学者の中に出願者本人は含まない。

②A欄の控除については、該当する特別の事情が2以上ある場合にはそれらの特別控除額を併せて控除することができる。

2. 収入基準額

世帯人員	学生が被扶養者である場合	学生が家計支持者である場合
1人	1,670,000 円	2,540,000 円
2人	2,660,000 円	4,040,000 円
3人	3,060,000 円	4,670,000 円
4人	3,340,000 円	5,070,000 円
5人	3,600,000 円	5,480,000 円
6人	3,780,000 円	5,740,000 円
7人	3,950,000 円	6,020,000 円

備考 世帯人員が7人を超える場合は、1人増すごとに被扶養者である場合には170,000円、家計支持者である場合には280,000円をそれぞれ世帯人員7人の収入基準額に加算する。

【別紙4】 褒賞基準

GPA (Grade Point Average : 科目成績平均値) とは、米国の大学で一般に行われている成績評価方法で、学生一人ひとりの履修科目の成績の平均を数値で表すものである。学生が履修した各授業科目の評価に一定の GP を与え、この GP にその授業科目の単位数を乗じ、その合計を、履修科目の単位数の合計で除して算出する。

$$\frac{[(\text{各授業科目の GP}) \times (\text{その科目の単位数})] \text{の合計}}{\text{履修科目の単位数の合計}}$$

履修科目の単位数の合計

成績評価		GP
90 点以上	秀	4
80～89 点	優	3
70～79 点	良	2
60～69 点	可	1
不可・不履修		0

学科	学年	順位	金額 (万円)
柔道整復師科	1～3	1	2
		2	2
		3	1
		4	1
		5	0.5
		6	0.5

学科	学年	順位	金額 (万円)
鍼灸師科	1～3	1	2
		2	1
		3	0.5

合計	31.5 万円
----	---------